

「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定について

三重県環境生活部

1 これまでの経緯等

本県における犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援の拠りどころとなる、「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会」において有識者等からいただいたご意見等もふまえ、平成 30 年 9 月に条例の目的や基本理念、基本的施策等について取りまとめた素案を提示し、12 月に「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）中間案」を取りまとめました。（別紙 1）

平成 31 年 1 月までに実施したパブリックコメントや市町に対する意見照会の結果をふまえ、4 月施行を目指して、三重県議会 2 月定例会月会議において条例議案を提出します。

2 条例制定の趣旨

本条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めるものです。

3 市町との連携

犯罪被害者等が県内どこにあっても等しく支援を受けることができるよう、また、途切れのない支援を実施していく上で、市町の役割は大変重要です。

本条例では、

第 4 条「県の責務」

第 8 条「総合的な支援体制の整備」

第 13 条「市町への支援等」

において、市町との連携等について規定しています。市町におかれては、住民にとって最も身近な基礎自治体として、市町における各種制度の活用や一次的な相談の受付、犯罪被害者等の生活支援等に取り組んでいただきたいと思います。

具体的には、

- 居住、保健医療、福祉関係の制度における実施主体として、犯罪被害者等に対する支援制度の積極的な活用
- 犯罪被害者等からの相談や問い合わせへの対応
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと密接に連携した取組
- 窓口対応時等における二次被害防止への配慮 等

が考えられます。

県としては、犯罪被害者等支援を円滑に進めていくため、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」をはじめとする、各種機会を通じた情報共有を行うなど、市町と連携して取り組んでいきたいと考えます。

4 来年度以降の具体的な県の取組（別紙2）

（1）県民の理解の促進

犯罪被害者等支援の取組を進めるにあたっては、地域社会はもとより、事業所や学校等において、県民の皆さんの理解の促進を図ることが重要なことから、啓発イベントの開催、学校等への講師派遣などの取組を進めていきます。市町においても積極的な広報をお願いします。

（2）経済的負担の軽減

本県が実施した実態調査の結果からは、犯罪被害者等が、犯罪被害にあった直後に経済的な困窮に直面している様子が窺えることから、被害直後に活用できる資金として、見舞金制度を導入します。

他県においては、多くは市町村により実施されている制度ですが、本県では県の制度として創設することとしました。市町の窓口等において問い合わせがあった際には、適切な対応と教示について御協力をお願いします。

（3）推進体制の整備

犯罪被害者等支援に係る施策は多岐にわたっており、総合的かつ計画的に取組を進めることができるよう、県の関係部局をはじめ、市町、関係機関等が連携した総合的な支援体制を整備するとともに、「推進計画」の策定を進めていきます。

三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）案の概要

【条例制定の背景】

- 全国及び三重県内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、犯罪被害は私たちの身近な問題であり、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等（※）になり得ます。
※犯罪等により害を被った方及びそのご家族又はご遺族をいいます。
- 誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として犯罪被害者等を支えることが大切であると考えます。
- 県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として、「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」を制定します。

全国及び三重県内の犯罪発生件数の推移（警察庁調べ）

（単位：件）

年次	全国		三重県	
	刑法犯総数	凶悪犯総数（※）	刑法犯総数	凶悪犯総数
平成25年	1,314,140	6,757	19,726	65
平成26年	1,212,163	6,453	17,550	60
平成27年	1,098,969	5,618	15,178	47
平成28年	996,120	5,130	14,112	48
平成29年	915,042	4,840	13,346	46

※凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強制性交等をいいます。

【条例案の概要】

＜第1章 総則＞

○目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的
- ◇犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進
 - ◇犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援
 - ◇犯罪被害者等を支える社会の形成の促進
- 基本理念 犯罪被害者等支援は、
- ◇犯罪被害者等の尊厳を重んじ、
 - ◇犯罪被害者等の事情に応じて適切に、
 - ◇犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が途切れることなく提供されることを旨として行われること
- を規定

○各主体の責務を規定（第4条～第7条）

県、県民、事業者、民間支援団体の責務を規定

＜第2章 推進体制の整備＞

○犯罪被害者等支援のための体制の整備等を規定（第8条～第14条）

- ◇総合的な支援体制の整備
- ◇推進計画
- ◇支援従事者の育成
- ◇支援従事者に対する支援
- ◇民間支援団体等への支援
- ◇市町への支援等
- ◇財政上の措置

＜第3章 基本的施策＞

○県が講じる基本的施策を規定（第15条～第24条）

- ◇相談及び情報の提供
- ◇経済的負担の軽減
- ◇保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ◇損害賠償請求への支援
- ◇安全の確保
- ◇居住の安定
- ◇雇用の安定
- ◇県民の理解の促進
- ◇学校における教育の促進
- ◇個人情報の適切な管理

本資料は、本条例議案の提出前につき、平成30年12月時点の中間案をお示ししています。

議案提出後は、速やかに最終の内容を情報提供いたします。

三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）中間案

第1章 総則

【目的】

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

【基本理念】

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、犯罪被害者等の立場に立って適切になされなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

【県の責務】

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

【県民の責務】

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに際し、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【民間支援団体の責務】

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備

【総合的な支援体制の整備】

第8条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係る者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、犯罪被害者等の二次被害の防止及び被害の潜在化の防止について、留意するものとする。

2 県は、総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に係る行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に係る者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【推進計画】

第9条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

【支援従事者の育成】

- 第10条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【支援従事者に対する支援】

- 第11条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

【民間支援団体等への支援】

- 第12条 県は、民間支援団体等の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【市町への支援等】

- 第13条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施する際に、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等への支援において、県と相互に連携し、及び協力するものとする。

【財政上の措置】

- 第14条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

【相談及び情報の提供】

第15条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【経済的負担の軽減】

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】

第17条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【損害賠償請求への支援】

第18条 県は、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【安全の確保】

第19条 県は、犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【居住の安定】

第20条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅の優先入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

【雇用の安定】

第21条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善及び二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【県民の理解の促進】

第22条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解等を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設定し、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、11月25日から12月1日までの間とする。

【学校における教育の促進】

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

【個人情報の適切な管理】

第24条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に保護するものとする。

2 支援従事者が犯罪被害者等及び関係者の個人情報を取り扱う場合も同様とする。

